

第74回大阪税関行政懇談会

急増するインバウンドへの対応と課題

令和8年1月26日（月）
大阪税関監視部



目次

1. インバウンドの状況

- クルーズ船（大阪港）
- 関西国際空港

2. 増加する旅客への対応

- 航空機旅客による電子申告

3. 厳格な取締り

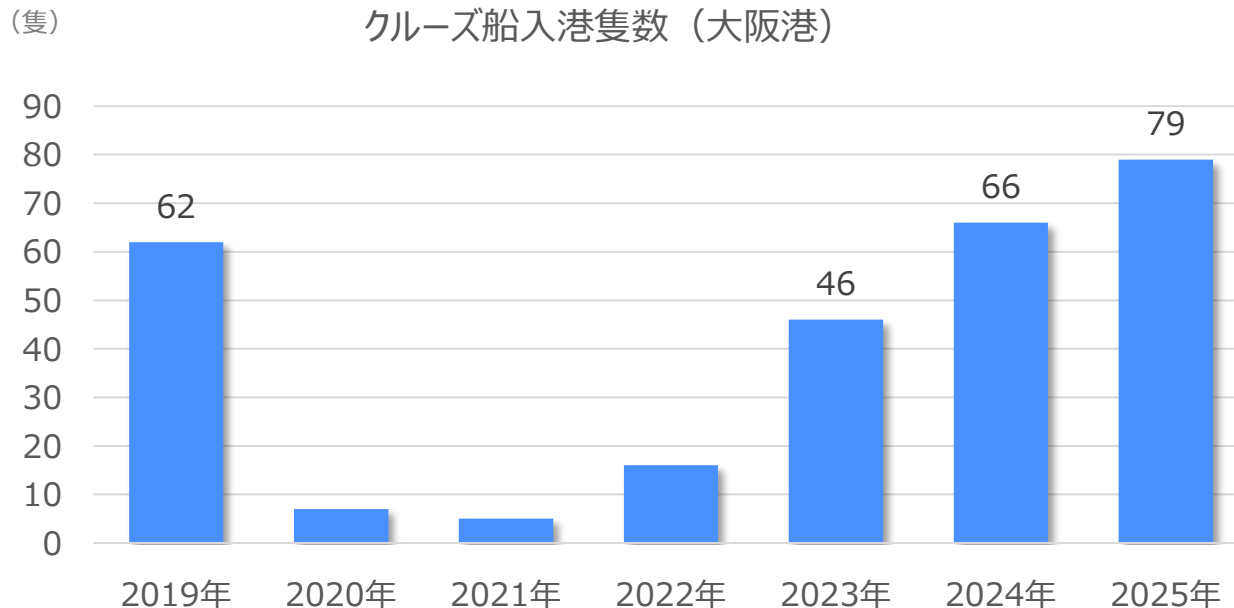
- 金の密輸入に対する取締り
- その他の取締り状況



インバウンドの状況（クルーズ船）

- 全国における、2024年の訪日クルーズ旅客数は、前年比約4.0倍の143.8万人、我が国港湾へのクルーズ船の寄港回数は、前年比約1.3倍の2,479回（うち、外国クルーズ船1,923回）
- 「観光立国推進基本計画（2023年3月31日閣議決定）」では、日本におけるクルーズ再興に向けた2025年の目標として「訪日クルーズ旅客250万人」「外国クルーズ船の寄港回数2,000回超」を掲げている
- 大阪港における、2025年のクルーズ船入港は79隻と過去最高を記録

（出所）国土交通省HP「訪日クルーズ旅客数及びクルーズ船の寄港回数（2024年速報値）」



2024年の、都道府県別にみる訪日外国人旅行者の訪問者数で、大阪は全国第2位

	訪問地	訪問率	訪問者数
1	東京都	51.5%	1,834.0
2	大阪府	39.6%	1,409.4
3	千葉県	36.6%	1,302.3
4	京都府	29.5%	1,049.9
5	福岡県	11.2%	397.1

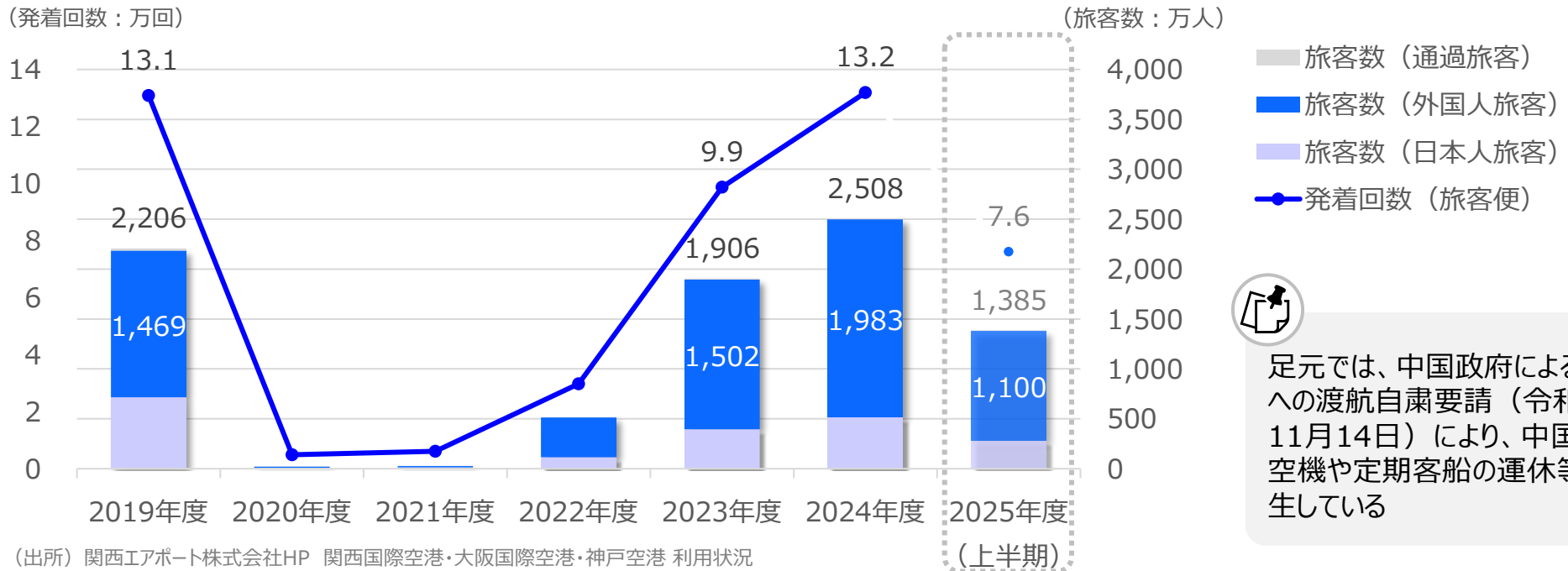
（出所）大阪市（<https://www.oppa.or.jp/calender.html>）
「大阪港 クルーズ客船入港予定表及び客船入港実績一覧」を基に作成（内航船を含む）

（出所）観光庁HP「インバウンド消費動向調査」

インバウンドの状況（関西国際空港）

- 関西国際空港における、2024年度の国際線旅客便の発着回数は131,867回で、前年度比134%、2019年度比101%と、年度として開港以来過去最高を記録
- 国際線旅客数は、外国人旅客数が1,983万人と年度として過去最高を記録、国際線旅客数全体としても2,508万人と年度として過去最高を記録
- 2025年度上半期における国際線旅客数は、外国人旅客数が1,100万人で年度上半期として過去最高となり、国際線旅客数全体は1,385万人と同様に過去最高を記録

＜国際線の発着回数及び旅客数の推移（関西空港）＞



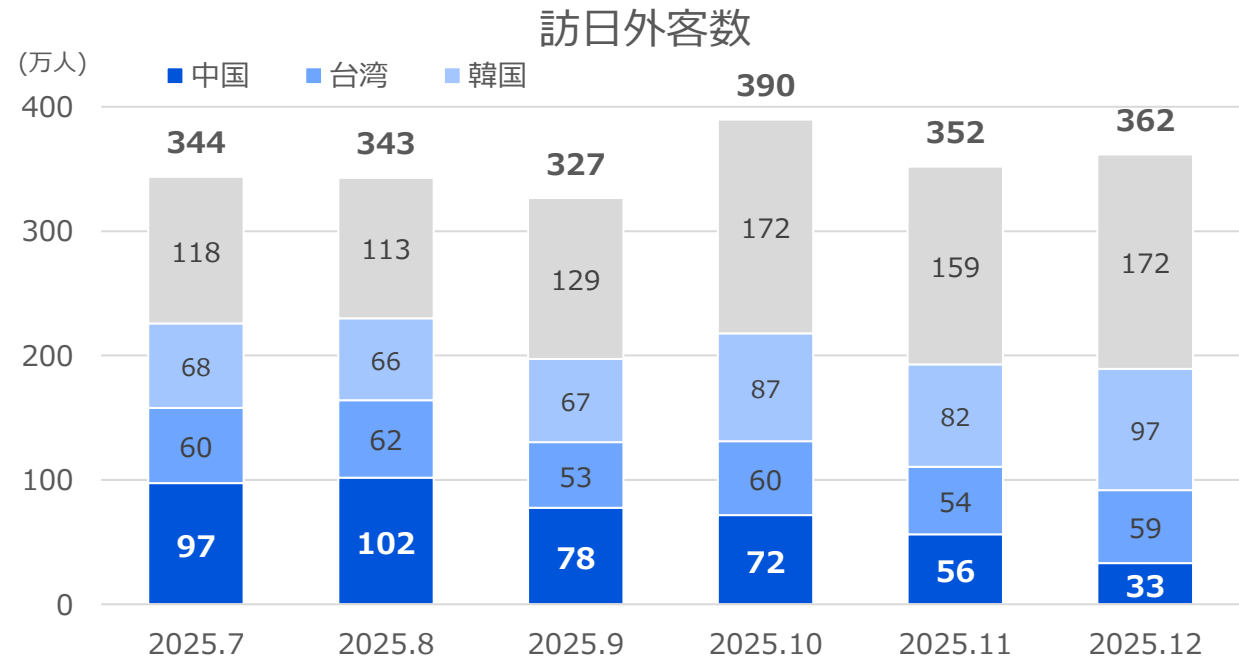
足元では、中国政府による日本への渡航自粛要請（令和7年11月14日）により、中国来航空機や定期客船の運休等が発生している

インバウンドの状況（直近の状況）

- 全国における、12月の訪日外客数は約362万人で、前年同月比では3.7%増。2025年の年間訪日外客数は約4,268万となり、年間で過去最高を記録した2024年の3,687万人を上回る。
- 中国は、約33万人（前年同月比45.3%減）。訪日需要が落ち着く時期であることに加え、中国政府より日本への渡航を避けるよう注意喚起があった。航空便の減便の影響等もあり、訪日外客数は前年同月を下回った。

	訪日外客数 Visitor Arrivals		
	2024	2025	伸率 Change %
1	2,688,478	3,781,629	40.7
Jan.	(2,386,640)	(3,455,149)	(44.8)
2	2,788,224	3,258,491	16.9
Feb.	(2,548,085)	(2,965,065)	(16.4)
3	3,081,781	3,497,755	13.5
Mar.	(2,771,105)	(3,149,434)	(13.7)
4	3,043,003	3,909,128	28.5
Apr.	(2,763,384)	(3,587,187)	(29.8)
5	3,040,294	3,693,587	21.5
May	(2,758,219)	(3,368,573)	(22.1)
6	3,140,642	3,377,985	7.6
Jun.	(2,913,631)	(3,110,559)	(6.8)
7	3,292,602	3,437,118	4.4
Jul.	(3,055,187)	(3,161,501)	(3.5)
8	2,933,381	3,428,406	16.9
Aug.	(2,646,445)	(3,072,139)	(16.1)
9	2,872,487	3,267,228	13.7
Sep.	(2,544,751)	(2,893,816)	(13.7)
10	3,312,193	3,896,524	17.6
Oct.	(3,021,710)	(3,579,441)	(18.5)
11	3,187,175	3,518,000 *	10.4 *
Nov.	(2,922,383)		
12	3,489,888	3,617,700 *	3.7 *
Dec.	(3,280,013)		
1~12	36,870,148	42,683,600 *	15.8 *
Jan.-Dec.	(33,611,553)		

(出所) 日本政府観光局 (JNTO) 「訪日外客統計」



(注) 日本政府観光局「訪日外客数（推計値）」を基に作成

訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のこと。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれ、乗員は含まれない。

増加する旅客への対応（航空機旅客による電子申告）

- 全国における2024年の訪日外国人旅行者数は、2019年比で約116%と増加。円安の影響等による訪日需要の高まりを受け、今後も更なる増加が見込まれる
- 2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人を受け入れる政府の目標。入国手続きの更なる効率化や時間短縮が必要不可欠な状況
- 関西国際空港では、2025年4月から、入管・税関手続きを1台で同時に行うことができる「共同キオスク」を導入

(出所) 日本政府観光局 (JNTO) 「訪日外客統計」

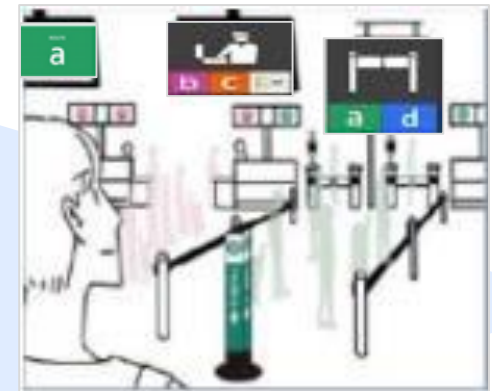
<共同キオスク利用者の案内・誘導イメージ>



手続終了



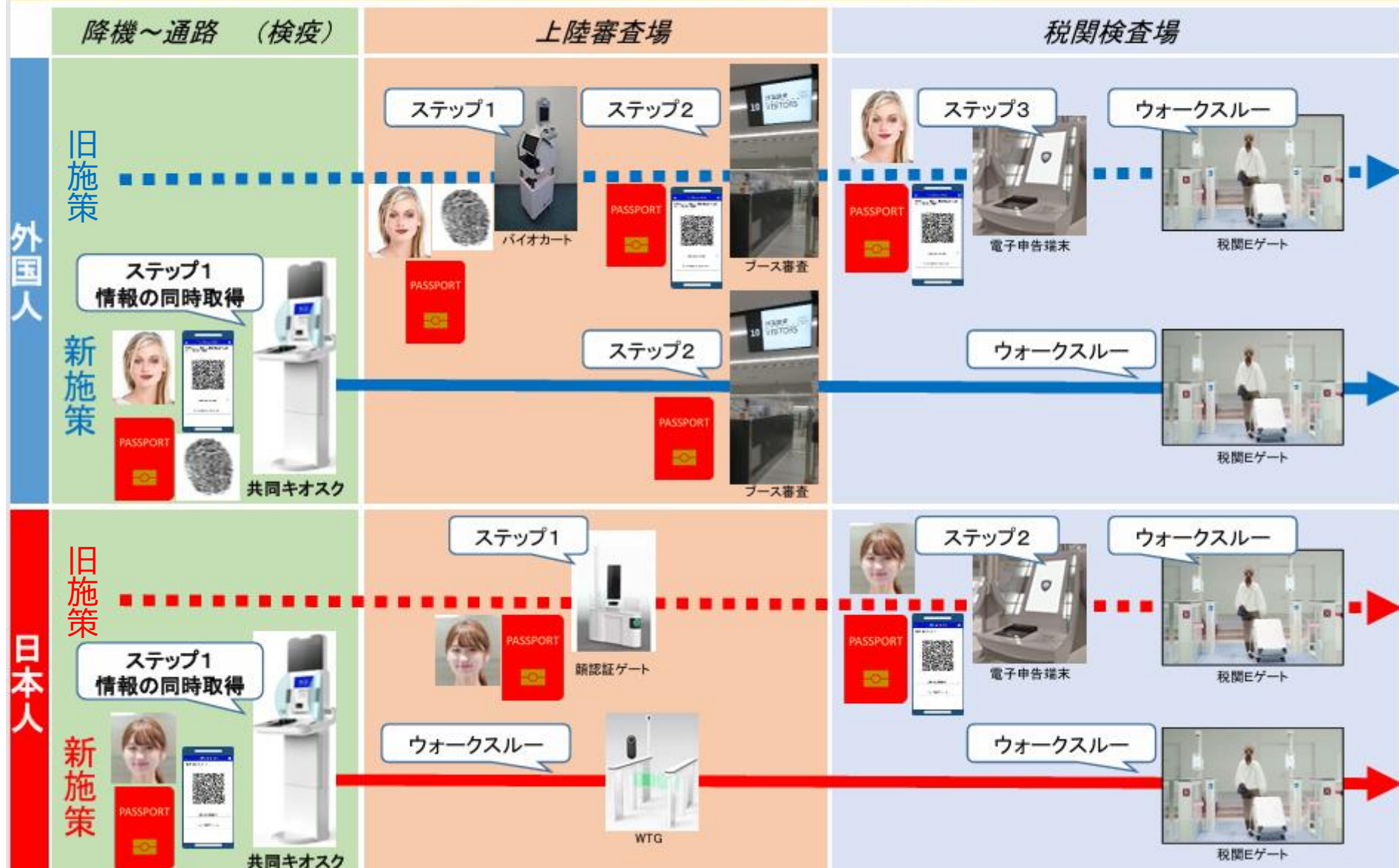
入国審査場



税関検査場

手続終了時に表示されたルート案内を入国審査場・税関検査場まで表示することで、利用者に分かりやすい動線を構築

- 税関・入管手続に必要な旅券・顔写真・申告情報等を同時に提供できる「共同キオスク」を入国動線上に設置。
- ①旅客の利便性向上、②入国手続全体の時間短縮、③手続ポイントの分散を実現。



増加する旅客への対応（共同キオスクの運用状況）

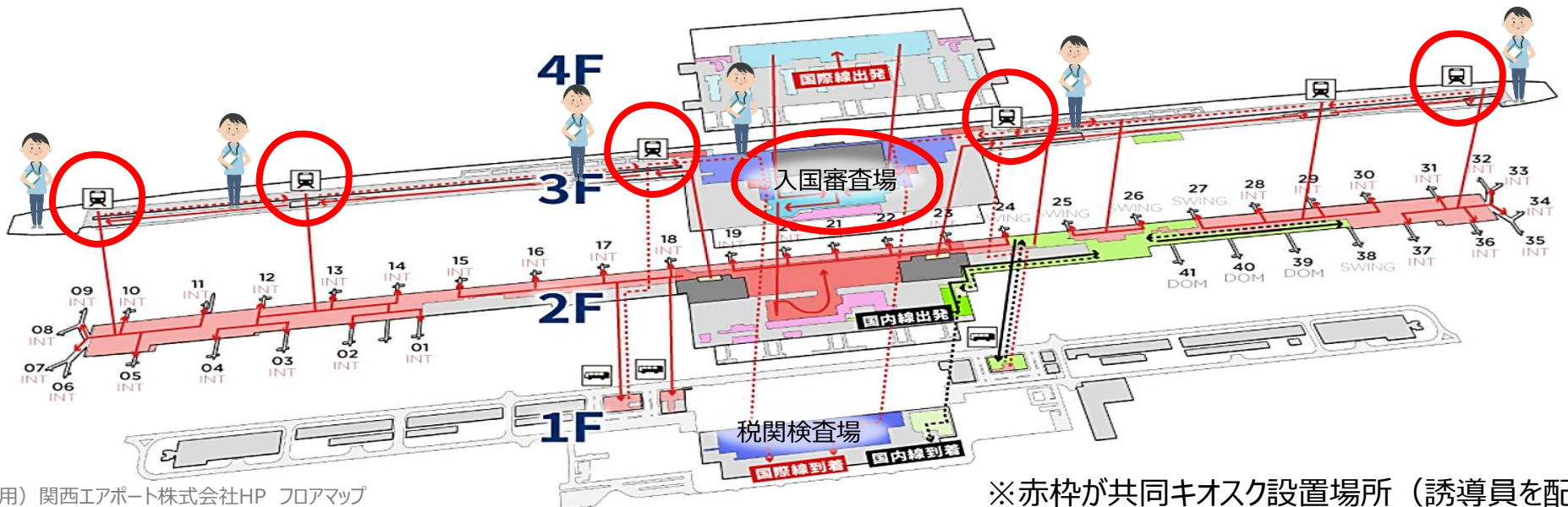
関空における共同キオスクの運用状況

共同キオスクは、関西空港（第1ターミナル、第2ターミナル）の他、羽田空港（第2ターミナル、第3ターミナル）、成田空港第3ターミナル及び福岡空港で運用中。

関西空港第1ターミナルでは、1ターミナルあたりで全国最多の台数を入国動線及び入国審査場に分散して設置。各設置エリアには誘導員を配置、旅客への利用促進を図ると共に、混雑時は空いているエリアに旅客を誘導する等効率的な運用を行っており、入国手続きの円滑化及び時間短縮を図っている。

これにより、現状、関西空港第1ターミナルにおいては、全国空港でも高い共同キオスク利用率となっており、特に外国人旅客の入国手続き時間の短縮に繋がっている。

【関西空港第1ターミナル】

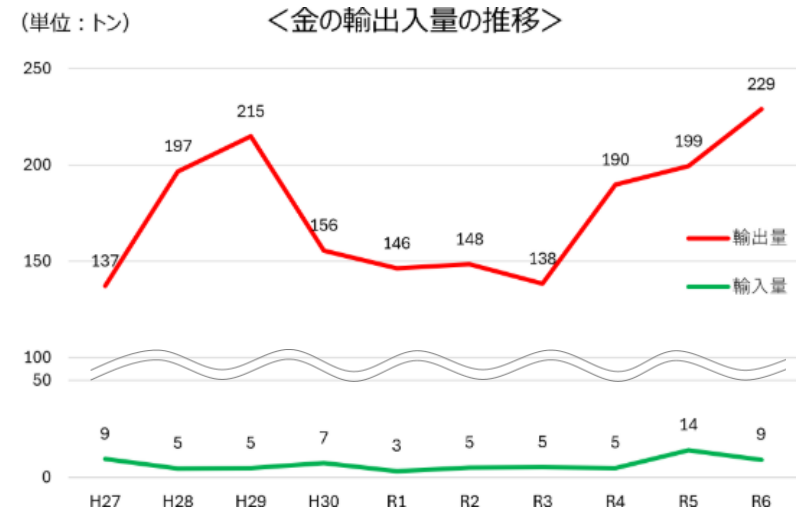
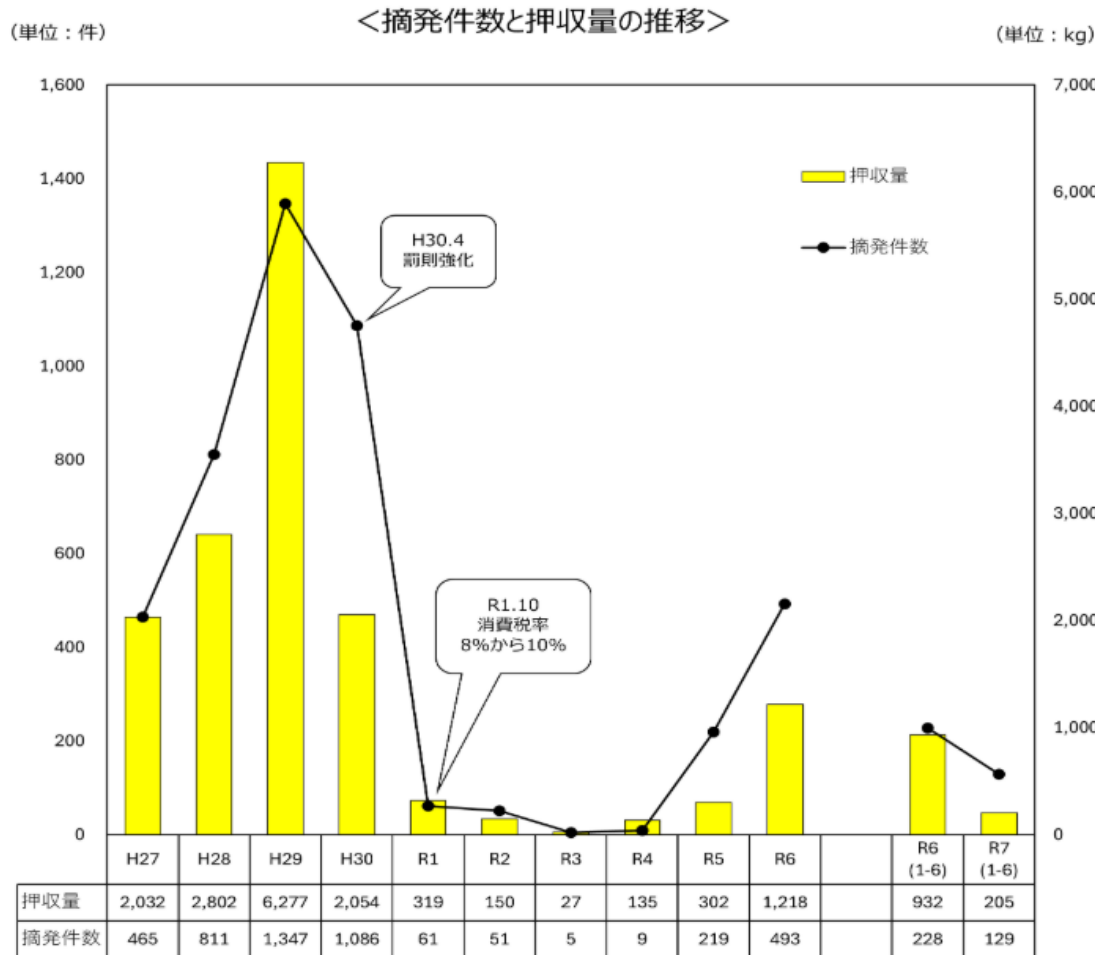


(引用) 関西エアポート株式会社HP フロアマップ

※赤枠が共同キオスク設置場所（誘導員を配置）

金の密輸入に対する取締り

- 平成29年11月に「ストップ金密輸」緊急対策を策定し、取締りの強化や金密輸の厳罰化等により摘発は一時減少
- しかし、令和5年以降は再び増加傾向。足元の輸出額が過去最高水準に達する一方、輸入量や国内で新たに生産される金には大きな変動がないことは、密輸の増加を強く示唆

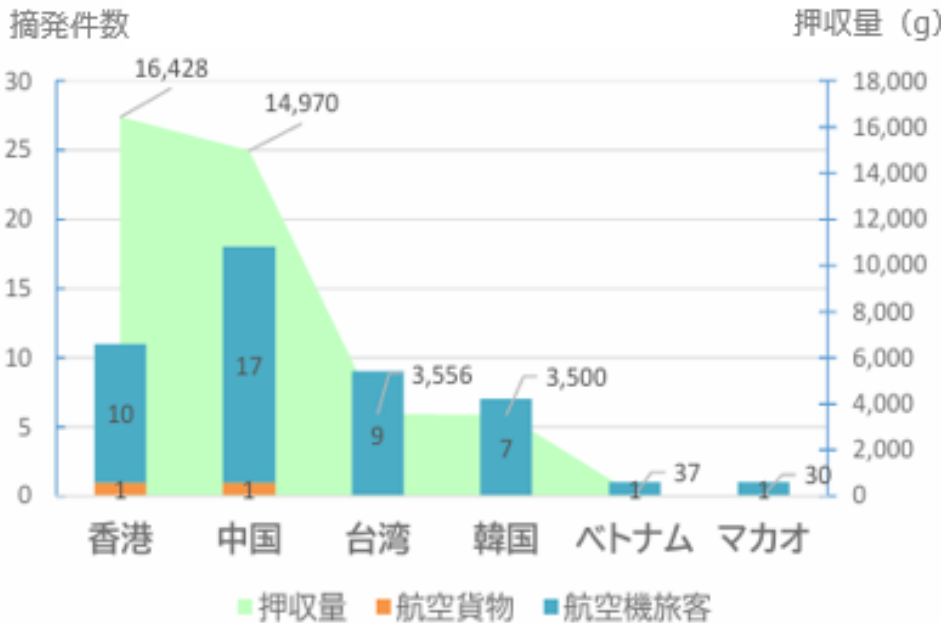


金の密輸入に対する取締り

- 人流・物流が急増する中、不正薬物、金、知的財産侵害物品等の密輸はますます巧妙化・複雑化しており、厳格な取締りと迅速通関の両立が課題となっている
- とりわけ、「**金の密輸**」は税関の根幹を揺るがしかねない重大な問題であり、緊急の対応を行うべく、令和7年11月27日には臨時税関長会議を開催

大阪税関における金の摘発状況

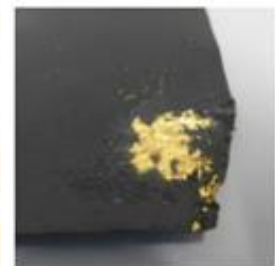
令和7年上半期 仕出地別（金）



携行品（リュックサック）内に隠匿(金地金 100グラム) (令和7年1月 関西空港税関支署)



茶箱の底部に隠匿(板状の金 約5キログラム) (令和7年4月 関西空港税関支署)



計12箱の茶箱に隠匿

金の密輸入に対する取締り

- 組織的な密輸スキームが活用され、密輸の利益が犯罪組織の資金源になっている可能性も疑われるなど、金密輸の更なる対策は喫緊の課題
- このような金密輸の状況に対応するため、財務省関税局・税関一体で、金の一連の流れに着目した総合的な対策を実施

① 水際対策の強化

- 輸入時の検査の徹底…………… **情報を活用した集中取締りの実施、巧妙な隠匿手口への対応として高性能の取締・検査機器を活用**
- 輸出時の審査・検査の強化… カラ輸出対策として、現物確認を実施
- 流通経路の不明な金の輸出時の取扱の検討

② 制度面の対応

- 「没収」の実施…………… 金密輸事案に対する裁判での没収判決も踏まえ、無許可輸入に対する税関長の通告処分として没収を実施（現行法制下で初めて不正薬物等以外を対象）
- 「罰金」の大幅引上げ…………… 罰金相当額の算定基準を犯則時価格から大幅に引き上げ、時価相当に変更

③ 関係機関との連携強化

- 税関の情報収集・分析強化… 輸出入申告を起点としつつ、金地金の流通実態にまで踏み込み、関連する情報を収集し、分析
- 内外関係機関との連携強化… **国内関係機関との連携を強化し、国内流通対策、収益の国外流出対策等を推進**
- 海外当局やWCO（世界税関機構）といった国際機関とも連携し、対応

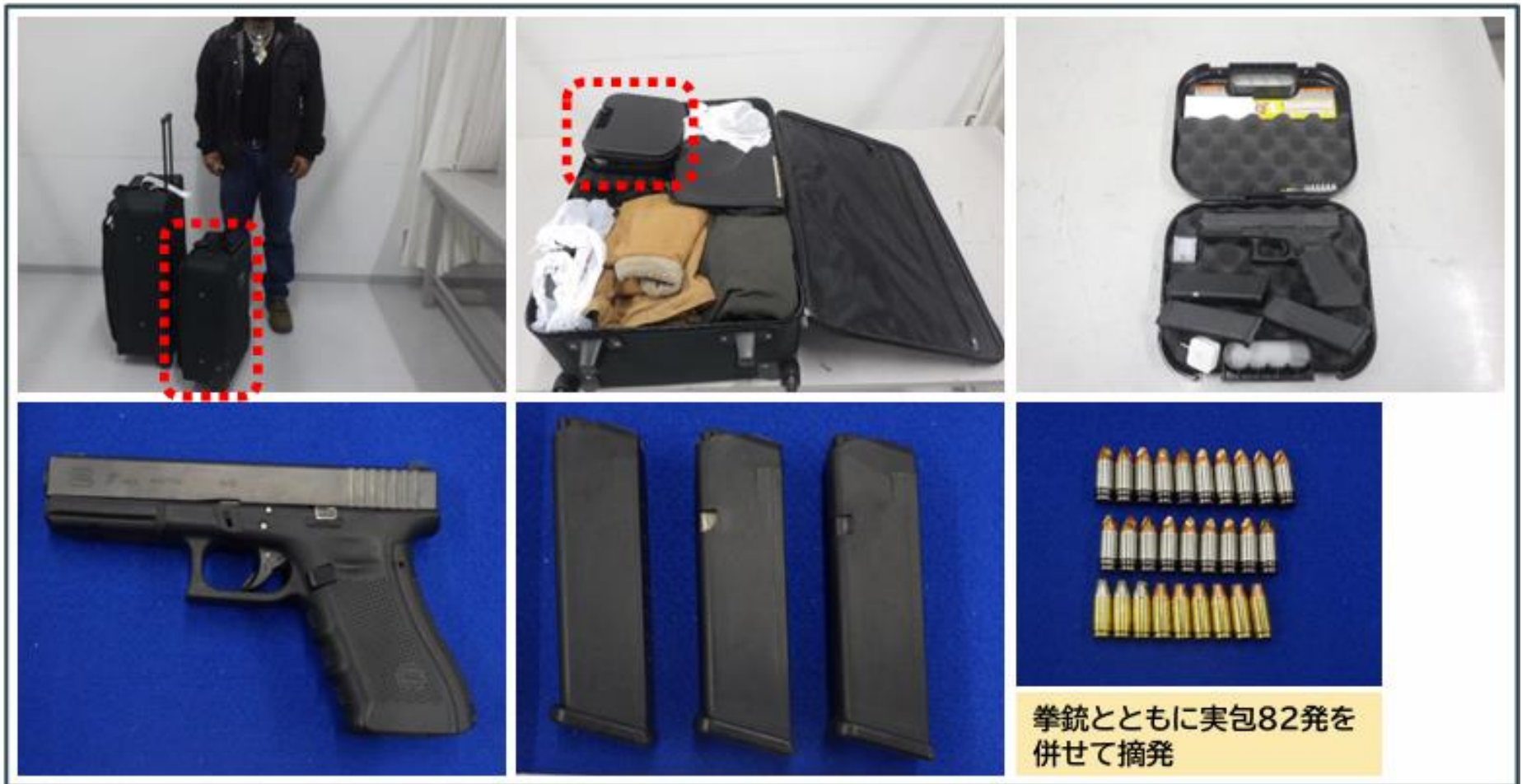
その他の取締状況

銃砲事犯 < 拳銃 >

【令和7年4月・関西空港税関支署】

米国来の航空機旅客から携行品内に隠匿された、

自動装填式拳銃1丁 を摘発

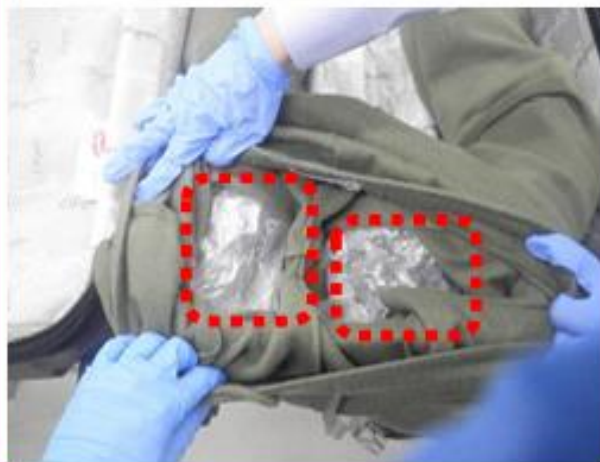


その他の取締状況

麻薬事犯 MDMA

【令和7年5月・関西空港税関支署】

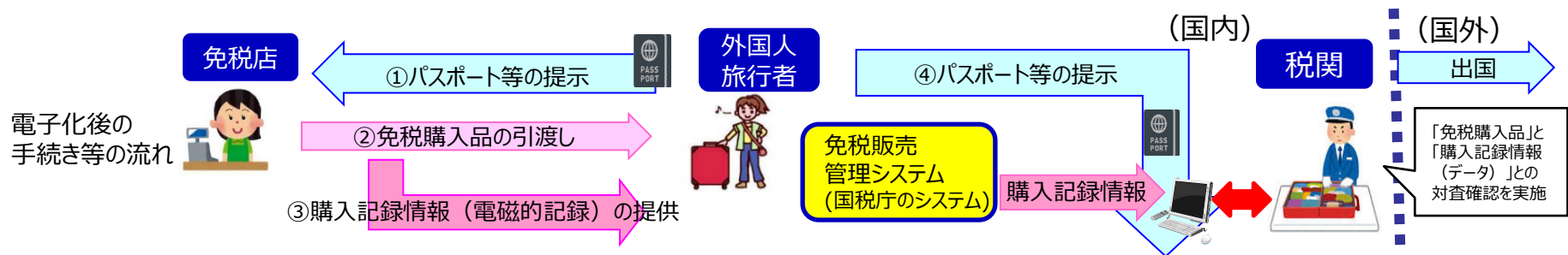
カナダ来航空機旅客の手荷物から、スーツケース内のズボン等に隠匿された
MDMAの結晶約14キログラム を摘発



外国人旅行者向け免税制度の見直しの背景

現状

- 外国人旅行者などが輸出物品販売場（いわゆる免税店）で、通常生活の用に供する物品を輸出するために購入する場合、一定の手続きに基づき消費税等が免税される。
- 購入者の利便性向上及び免税店の販売手続の効率化等を図る観点から、購入記録票の作成等を電子化（R3.10に完全実施）。
- 税関では、購入者の出国時に「免税購入品」と「購入記録情報」との対査確認を行い、免税品を輸出しないことが明らかとなった場合は、免除された消費税等相当額を直ちに徴収。



課題

- 捕捉の困難性：搭乗手続の締切り間際にチェックイン手続を行ったりすること等により税関のチェックをすり抜けようとする購入者も存在。
- 未納状態での出国：捕捉・賦課決定できたとしても、未納を理由に出国制限することはできず、滞納となる事案も多い。

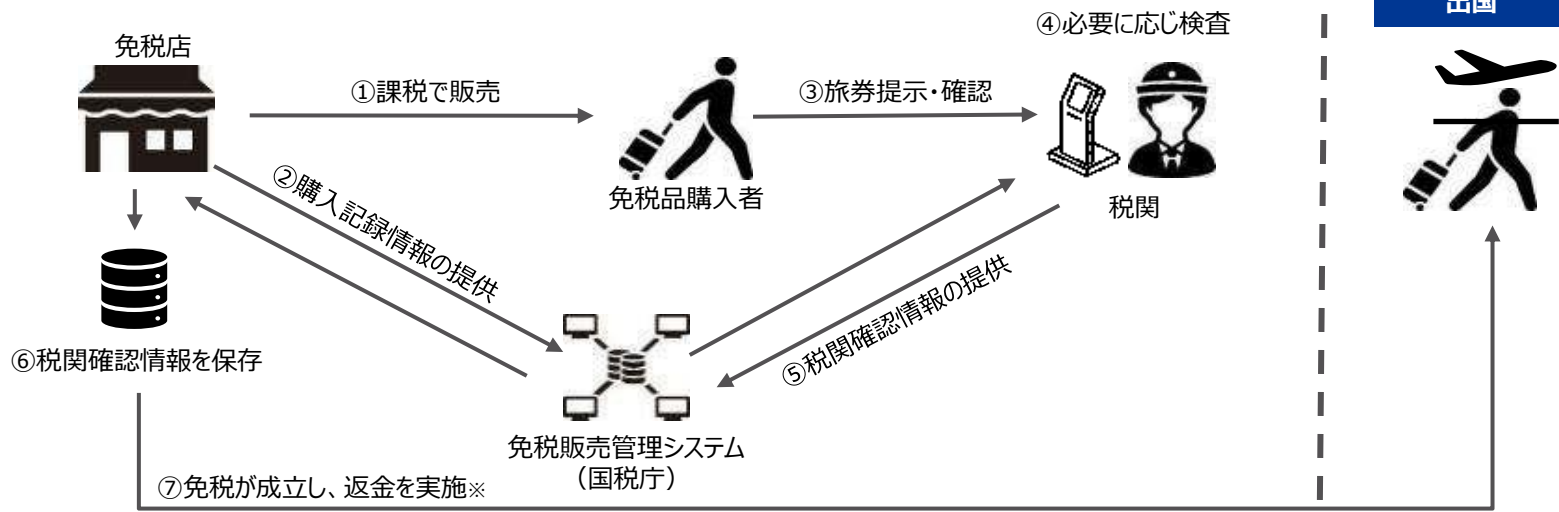
令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日 閣議決定）

- 外国人旅行者向け免税制度については、制度が不正に利用されている現状を踏まえ、出国時に税関において免税購入物品の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度へ見直す。
- 制度の詳細については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において結論を得る。

リファンド方式への移行

- 免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、課税で販売し、出国時に税関で持ち出しが確認できた場合に消費税相当額を返金する「リファンド方式」への移行が、令和7年度税制改正で決定。消費税法令が改正され、令和8年11月1日より施行。
- リファンド方式の実施に向けて、空海港における税関での円滑な執行やリファンド方式下での効果的・効率的な不正対策について、税関での運用方針を検討する。
- リファンド方式の運用に関し、空港等管理者や航空会社等に協力を求めるとともに、国税庁、観光庁、経産省、国交省と連携しながら免税店、外国人旅行者などに周知広報を行う。

リファンド方式のイメージ



※ 承認送信事業者等に委託することが想定される



大きな改正点は次のとおりです

	これまで	2026年11月~
購入時	免税で購入 (or カウンターで返金)	税込で購入 (クレジットカード等の返金先情報の登録)
出国時	保安検査後の税関で確認 (制限エリア)	保安検査前の税関で確認 (一般エリア)※購入日から90日以内
返金	—	税関確認後に返金

改正後の手順の流れ



リファンド方式に関するQ&A

購入時

- Q. 免税店で購入できる数量に制限はありますか？
A. 購入する商品は、出国時にその全てを自らが所持して海外に持ち出すことができる数量に限られます。購入した商品は税関で提示できるようにしてください。
- Q. リファンド方式ではお菓子や化粧品の特典包装が不要と聞きましたが、日本で消費しても良いということでしょうか？
A. 消耗品の特殊包装は廃止されますが、飲食物品や化粧品等を国内で消費した場合、税関の確認(返金)を受けることはできません。
- Q. 日本国籍をしていますが、2年以上国外に住んでいます。免税手続の際に提示する確認書類に変更はありますか？
A. 日本国外に2年以上継続して住んでいることの確認書類は、現行の書類のほか、マイナンバーカードでも良いこととされます。
- Q. 返金手続はどのようにしたら良いでしょうか？
A. 消費税分の返金を受けるために必要な対応は免税店で案内されます。購入の際にご確認ください。

出国時

- Q. 税関での確認手続はいつ行えばよいですか？
A. 手荷物の機内預け入れ前までに税関での確認手続を完了する必要があるため、早めに空港(又は海港)に到着し、免税手続用の端末等で手続を行ってください。
※返金を受けるためには、購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受ける必要があります。 ※国内線から国際線に乗り継いで出国する場合、出国空港で手続を行う必要があります。
- Q. 免税手続をした商品のうち、一部を消費してしまいました。消費していない商品のみ税関確認を受けることができますか？
A. 税関の確認は1回の購入手続(レシート等)単位で行われます。1回の購入手続(レシート等)単位に含まれる商品のうち、1つでも所持していない場合には、他の商品も含めすべての商品について、税関の確認を受けることはできません。
- Q. 単価100万円以上の商品を購入しました。税関確認の際に必要な書類はありますか？
A. 税抜単価100万円以上の商品を購入した場合、税関においてその商品と併せて、鑑定書や保証書の提示を求められることがあります。これらを準備しておくことでスムーズに税関の確認を受けることができます。
- Q. 税関の確認を受けた商品を海外に持ち出さなかった場合、罰則はありますか？
A. 免除された消費税額に相当する消費税が徴収され、罰則の適用対象となります。

領収書(レシート)	領収書(レシート)
CSHOP 全席 2026年12月5日AM10:40	CSHOP 全席 2026年12月5日AM10:40
品名A x1 3,000 + 消費税	品名A x1 3,000 + 消費税
品名B x1 75,000 + 消費税	品名B x1 75,000 + 消費税
品名C x1 13,000 + 消費税	品名C x1 13,000 + 消費税
合計 91,000	合計 91,000
全て免税不可	

さらに詳しくお知りになりたい方へ
リファンド方式に関する詳細(リーフレットやQ&A)は、**観光庁消費税免税店WEBサイト** **国税庁WEBサイト**

① 保稅業者に対する業務改善命令の創設等（令和8年度関稅改正）

関稅・外国為替等審議會答申（令和7年12月16日）

- 保稅業者は、保稅地域において、税関の輸入許可前の外国貨物を適正に管理する役割を担っている。
- 輸入件数が急増する中、特に通販貨物を扱う保稅業者において、不適正な貨物管理が疑われる事案が発生。
 - 例・輸入許可を受けていない貨物を保稅地域から搬出
 - ・ 滅却予定の知的財産権侵害疑義物品を輸入許可済の貨物と誤認して搬出
 - ・ 保稅地域内で従業員による申告外物品の抜き取り
- 税関は、保稅業者に対して、①助言・指導、②貨物の搬入停止等の処分のいずれかにより、監督を実施。



- 保稅業者が行う業務のより適正な遂行を担保するための規定を整備することが適當。
 - ① **保稅業者に対する業務改善命令の新設**
 - ② **保稅業者が適正な貨物管理を行うための体制等を規定した規則を定めることの法定化**
 - ③ **貨物搬出時の確認義務の新設**

（令和7年12月16日 関稅・外国為替等審議會関稅分科会資料参照）

保稅業者の役割

海外から貨物到着



保稅地域搬入



税関による審査・検査



税関による輸入許可



搬出（国内配送）



保稅業者

保稅地域で貨物を管理